

○加須市有料広告掲載要綱

平成22年3月23日

告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の刊行物

イ ポスター、チラシ、パンフレット等

ウ 封筒

エ ホームページ

オ 各種車両

カ その他広告媒体として活用可能なもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当すると認められる広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの

(4) 政治性又は宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

- (7) 良好な景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格は、広告媒体を所管する所属の長（以下「所管課長」という。）が、あらかじめ次に掲げる事項を次条に定める加須市広告審査委員会に諮り、別に定める。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告の募集方法、価格及び選定方法
- (4) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

(審査機関)

第5条 広告の掲載に関する事項を審査するため、加須市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 総合政策部長
- (2) 総合政策部政策調整課長
- (3) 総合政策部シティプロモーション課長
- (4) 総合政策部財政課長
- (5) 総務部総務課長
- (6) 経済部観光振興課長

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、総合政策部長をもって充て、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、総合政策部財政課長をもって充て、委員長を補佐するとともに、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平成27告示98・平成28告示116・令和2告示115・令和

6 告示 130 ・ 一部改正)

(会議)

第6条 委員会の会議は、次の事項を審査するものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事項
- (2) 広告募集の申込みに関する疑義
- (3) その他委員長が審査する必要があると認めた事項

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、広告媒体を所管する所管課長等の関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くものとする。

(広告の募集及び広告掲載の申込み)

第7条 市長は、広告の募集に当たり、広報紙、ホームページ等により広く行うものとする。

2 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、有料広告掲載申込書（様式第1号）及び広告案を市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条第2項に規定する申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、有料広告掲載通知書（様式第2号）により申込者に通知しなければならない。この場合において、広告掲載に関して疑義があるときは、委員会において審査を行うものとし、必要な場合は申込者に修正を求めることができる。

(申込者の責任等)

第9条 広告の内容に関する一切の責任は、申込者が負うものとする。

2 広告原稿及び広告物の作成経費は、申込者の負担とする。

(業務委託)

第10条 広告の募集、広告の作成等に関し必要な場合は、業務委託することができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、総合政策部政策調整課において処理する。

(平成27告示98・令和6告示130・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成27年告示第98号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第116号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年告示第115号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年告示第130号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

有料広告掲載申込書

年 月 日

加須市長 様

申込者

住所 _____

名称 _____

代表者 _____

電話番号 _____

担当者 _____

加須市有料広告掲載要綱第7条第2項の規定により、広告の原稿、図面等を添えて次のとおり申し込みます。

広 告 媒 体	☐ 市の刊行物() ☐ ポスター、チラシ、パンフレット等() ☐ 封筒() ☐ ホームページ ☐ 各種車両() ☐ その他、広告媒体として活用可能なもの()
掲 載 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 ☐ 封筒は消費するまで

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

加須市長



有料広告掲載通知書

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、次のとおり掲載する(しない)ことに決定したので通知します。

- 1 掲載内容
- 2 掲載条件
- 3 掲載しない場合の理由

様式第 1 号（第 7 条関係）

様式第 2 号（第 8 条関係）